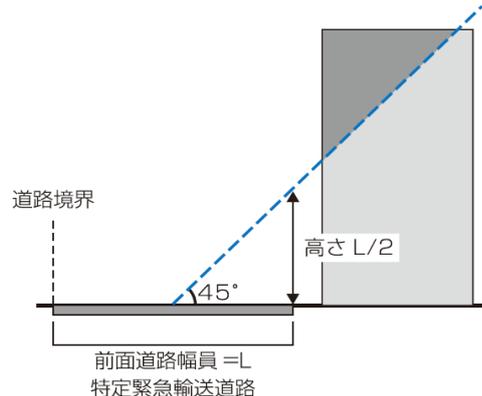


目黒区 特定緊急輸送道路沿道建築物 耐震化助成制度の概要

対象建築物

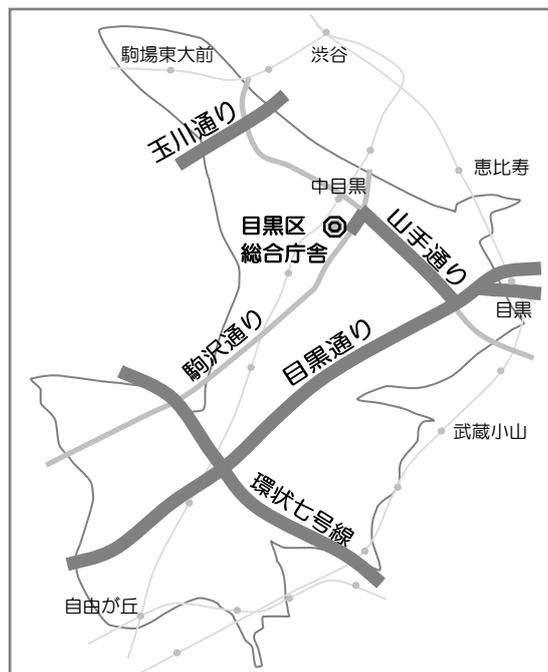
以下①～③全てに該当する建築物

- ①敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物
- ②昭和56年6月1日施行の耐震基準改正以前に建築されたもの（旧耐震基準）
- ③道路幅員のおおむね1/2以上の高さの建築物（右図）



区内で指定された道路（右図）

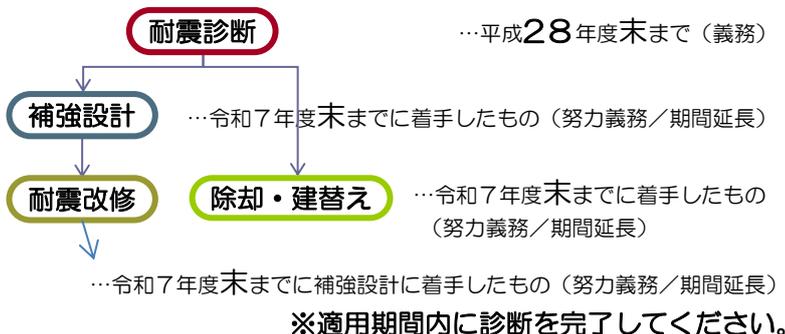
- 目黒通り
- 環状七号線
- 玉川通り
- 駒沢通り（目黒区役所から山手通りまでの区間）
- 山手通り（駒沢通りから目黒通りまでの区間）



制度の概要

助成制度の適用期間

…平成28年度末まで（義務）



所有者の義務等

耐震診断の実施（義務）

- ・義務が履行されない場合には、命令や公表等の措置を講じることがあります。
- ・耐震診断の実施後には、『耐震診断実施結果報告書』を区へご提出ください。

耐震改修や建替え等の実施（努力義務）

- ・耐震診断の結果、耐震性が不十分な場合には、補強設計および耐震改修の実施をご検討ください。また、耐震改修の助成金額相当分を、除却・建替えに使うこともできます。
- ・耐震改修や建替え等の実施後には、『耐震改修等実施報告書』を区へご提出ください。

申請に必要な日数

申請書類を提出すると、審査のうえ助成決定通知書が送付されます。

この助成決定日以降の日付で契約してください。

申請から完了までの期間が年度をまたぐ場合は「全体設計承認」の申請が必要です。

全体設計承認には、1～2か月程度かかります。

ご不明点は区へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 目黒区建築課 耐震化促進・狭あい道路整備係 03-5722-9490